

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年3月14日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

「世田谷区基本計画」等の策定に係る支援業務委託

#### (2) 目的

世田谷区では、現行の基本計画が令和5年度に最終年度を迎えるため、令和6年度を初年度とする次期基本計画の策定に向けた検討を、令和4年度より本格化させる予定である。令和4年9月に設置予定の世田谷区基本計画審議会（以下「審議会」という。）に向けた論点整理支援や運営支援、区民参加の取組み支援等の業務を委託し、検討及び策定に係る作業を円滑に進めることを本契約の目的とする。

#### (3) 業務内容

##### ① 審議会に向けた論点整理支援

審議会における議論に向けた情報収集の上、基礎資料を作成するとともに、区による基本計画策定方針の検討を支援する。また、審議会における議論及びその他の区民参加における様々な意見・提案の整理を支援するとともに、その後の検討の進め方及び資料作成に関する提案を行う。

##### ② 審議会の運営支援

区民及び有識者の計15名程度で構成する審議会（全7回開催予定）の運営支援を行う。なお、会場は区が用意する。

##### ③ 将来人口推計を踏まえた施策展開の検討支援

将来人口推計の実施方法及び実施結果を踏まえた施策展開の提案及び支援を行う。なお、将来人口推計のシミュレーションは区が実施する。

##### ④ 区民参加の取組み支援

区民が参加するワークショップ（30名程度、全3回開催予定）及びシンポジウム（全1回、参加人数は未定）の運営支援を行う。なお、会場は区が用意する。

##### ⑤ 他の方針等への助言・提案

区の指針性を有する計画・方針等（公共施設整備方針、DX推進方針、行政経営改革方針、行政評価等）の改定・策定に向けて検討を進めるにあたり、専門的知見を活かし、区が作成した資料に対する助言・提案を行う。

#### (4) 履行期間

契約の日から令和5年3月31日まで

※令和4年度の予算配当があることを契約締結の条件とする。

※基本計画策定に向けた検討の状況によっては、本件に関連する業務について、令和

5年度に委託契約を随意契約により締結する可能性がある。ただし、令和5年度の予算配当があること及び令和4年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

## 2 参加資格

参加表明書の提出日時点において、次に掲げる条件を全て満たす事業者であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営における格付けにおいて、営業種目「市場・補償鑑定関係調査業務」Aを有していること。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 平成29年度(2017年度)～令和3年度(2021年度)において、基礎的な地方公共団体の総合計画(※)の策定支援業務に関する契約の元請としての受託実績を有すること。なお、令和3年度における実績は、令和4年3月31日までに履行が完了予定の契約を含む。

※総合計画

行政運営の基本的な指針として地方公共団体が策定する最上位の行政計画。年次別行動計画等の具体的な事業を示した実施計画(行動計画)は除くものとする。

## 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

## 4 評価基準

以下の内容ごとに採点方式により評価する。

- (1) 事業者の実績
- (2) 管理担当者の実績
- (3) 実施方針
- (4) 提案能力
- (5) 対応能力

## 5 手続等

### (1) 担当部課

世田谷区政策経営部政策企画課 計画担当

住 所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27  
世田谷区役所第1庁舎3階(30番窓口)

(午前8時30分～午後5時 土日祝日除く)

電 話 03-5432-2192

F A X 03-5432-3047

メール [SEA02005@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02005@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間 令和4年3月14日(月)～令和4年3月29日(火)午後5時

場 所 上記(1)に同じ

方 法 希望者に無償配布する(世田谷区ホームページからダウンロード可)

[区HPのトップページ](#)>[区政情報](#)>[区の政策](#)>[計画・方針](#)>[世田谷区基本計画](#)>[「世田谷区基本計画」等の策定に係る支援業務委託に係るプロポーザルの実施について](#)

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期 間 令和4年3月14日(月)～令和4年3月29日(火)午後5時(必着)

場 所 上記(1)に同じ

方 法 郵送又は持参

※ただし、郵送の場合は、受付期間内に必着するように、必ず特定記録郵便または書留郵便にて送付することとし、受付期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期 間 令和4年3月30日(水)～令和4年4月27日(水)午後5時(必着)

場 所 上記(1)に同じ

方 法 郵送又は持参

※ただし、郵送の場合は、受付期間内に必着するように、必ず特定記録郵便または書留郵便にて送付することとし、受付期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成要否：要

(4) 関連業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無：無

(5) 提案にかかる費用は、参加者の負担とする。

(6) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(7) 区は、選定作業に必要な場合は提案書の複製を作成することができる。

(8) 事業者からの提出物は返却しない。

(9) 区は、本件に参加表明をした者及び提案書を提出した者の商号・名称及び提案書の特定理由(審査経過等)を公表することができる。

(10) 本件は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案事業者による提案内容に拘束され

ない。最終的な仕様は、選定された候補者と区で調整を行い、双方の合意により確定するものとする。

- (11) 企画提案書類等の著作権は参加者に帰属するが、区において情報開示等必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で作成できるものとする。また、成果物の著作権は、区に帰属する。